

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託基本仕様書

(業務名)

第1条 業務名は、次のとおりとする。

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託

(設置場所)

第2条 イルミネーションの設置場所は、刈谷駅周辺（別紙「位置図」のとおり）を基本とし、関係者と協議により決定する。

(委託期間)

第3条 委託期間は、次のとおりとする。

契約締結日から令和7年3月28日まで

(目的)

第4条 刈谷駅前線（以下「カリマチ ストリート」という。）のリニューアルや、刈谷駅北地区広場（以下「きたくる広場」という。）のオープンにより、近年、刈谷駅周辺の賑わい創出に向けた土台作りが進んできている。それら施設等を含めた刈谷駅周辺においてイルミネーションイベントを行うことで、商店街を含めた刈谷駅周辺の賑わいを生み出し、更なるまちの活性化に寄与するとともに、本市の魅力を市内外に発信することを目的とする。

(イベント名)

第5条 イルミネーションイベント名は、次のとおりとする。

かりやストリートイルミネーション2024

(点灯期間等)

第6条 点灯期間及び点灯時間は、次のとおりとする。

(1) 点灯期間 令和6年10月26日～令和7年1月下旬

(2) 点灯時間 午後5時～午後11時

※点灯時間については、上記の時間を基本とし、日没時間を考慮のうえ、委託者と協議のうえ決定するものとする。また、点灯期間や点灯時間について、変更が必要な場合は、別途委託者と協議の上決定するものとする。

(業務内容)

第7条 業務内容は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザイン及び実施計画書等の提出

イルミネーションのデザインを作成し、委託者と協議の上、デザインに基づく実施計画書（平面図、断面図及び構造図等）を提出すること。

また、道路占用許可申請等の添付書類（位置図、占用物件一覧表、完成予想イメージ図、平面図、保安設備図等）を委託者へ提出（管理者への申請は委託者により行う）すること。なお、道路使用許可申請については受託者によって行うものとする。

(2) イルミネーション機器等の部材調達

委託者が所有するイルミネーション機器等（別紙「保有機器リスト」のとおり）を必要に応じて使用するほか、追加で電球等機器が必要な場合は受託者において用意し、使用すること。なお、追加する場合はレンタルに要する費用と購入に要する費用を比較し、委託者と協議のうえ、決定するものとする。

(3) イルミネーションの施工

実施計画書に基づき、イルミネーション機器等を設置すること。なお、本業務にはイルミネーションの点灯に必要な電源の引き込み（電力会社への申請及び仮設電源工事）を含むものとする。

(4) 点灯期間中におけるイルミネーション等の維持管理

点灯期間中におけるイルミネーション等の維持管理を適切に行うこと。

(5) イルミネーションの撤去

点灯期間終了後、イルミネーション機器等を撤去し、設置場所における原状復旧作業を行うこと。また、委託者が用意する保管場所へイルミネーション機器等の運搬・収納を行うこと。

(6) 企画イベントの開催

オープニングセレモニー及び刈谷駅周辺の回遊性を向上させ集客につなげるイベント（以下「企画イベント」という。）を点灯期間中に開催するものとする。なお、受託者は企画イベントの開催に当たり、必要となる物品の手配、会場使用料の負担のほか運営全般を行うこと。

(7) 関係団体等との連携

別紙「位置図」に示す区域内において、同時期にイベント等の実施を予定

している商店街組織や企業団体等と連携を図ること。

(8) 広報・宣伝業務

ア 本イルミネーションイベントを周知するため、第8条第7号アに示すポスター及びチラシをデザインし、印刷データを納品すること。なお、当該ポスター等の印刷は委託者が別に発注する。

イ 公式SNS（公式X、Instagram）の更新を行うこと。

ウ かりやストリートイルミネーション2024におけるアンバサダーを起用すること。なお、アンバサダーの業務としては、少なくとも以下の事項を含むものとする。

(ア) アンバサダーが運用するSNSにて、かりやストリートイルミネーション2024の魅力を発信する。

(イ) 令和6年10月26日に開催する点灯式に出席する。

(ウ) 第8条第6号イに示すフォトコンテストの賞品（サイン等）を提供する。

(9) 資金等の調達方法の検討

第8条第8号に示す資金等の調達やその方法の検討を行うこと。なお、実行可能な場合はプロポーザルにおいて加点評価とする。

(10) 実績報告書及び機器リストの更新

事業実施後、記録写真等を含む実績報告書を提出すること。また、購入により電球等機器を追加した場合、又はイルミネーション機器等に故障、破損等した場合は「保有機器リスト（写真付）」を更新し、委託者に提出すること。

(11) 打ち合わせの実施

上記業務内容に係る事前打ち合わせを、刈谷市役所又は現地にて必要に応じて実施すること。

(業務実施に係る要件等)

第8条 委託業務実施に係る要件等は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザインに関する要件等

ア 事業の目的を踏まえたテーマ・コンセプトを設定し、既存の構造物等を活かした刈谷らしさが感じられるデザイン・演出とすること。

- イ 点灯・投影・点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませるコンテンツを取り入れること。
- ウ カリマチ ストリート、きたくる広場、みなくる広場、刈谷駅南北連絡通路（以下「ウィングデッキ」という。）及び北口・南口駅前広場に力点をおいたデザイン・演出とすること。特にウィングデッキは、JR及び名鉄改札前の建物内部空間の活用も検討すること。
- エ 駅周辺を利用する機会が少ない市民や観光客等の来訪動機となるような、話題性のあるデザイン・演出とすること。
- オ SNS等での拡散につながるようなデザイン・演出とすること。
- カ 刈谷駅周辺の回遊性を向上させるような提案とすること。
- キ デザイン作成に当たっては、著作権等に配慮すること。
- ク 設置場所及びイルミネーションを設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。
- ケ 周辺の景観や環境を把握した上で、高木や水路等を活用した空間の広がり及び全体の統一感を意識すること。また、イルミネーションの配置や照度などについては、周辺の店舗や住宅等に配慮すること。

(2) 使用するイルミネーション機器等に関する要件等

- ア 第7条第2号の規定に従うこと。
- イ アを原則とするが、受託者が保有するイルミネーション機器等を自主的に使用することも可能とする。この場合において、受託者の保有物である旨が区別できるよう対応しておくこと。
- ウ 電球は原則としてLED電球を使用すること。

(3) イルミネーション機器等の設置・撤去に関する要件等

- ア 歩行者や通行車両、交通標識、沿道の店舗営業等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- イ イルミネーションの消灯時においても通行等の妨げとならないようにすること。
- ウ 点字ブロックの周囲30cm以内及び点字ブロック機能を阻害するものを設置しないこと。

エ 設置・撤去の際は必要に応じ交通誘導警備員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること。

オ 歩行者等がイルミネーション機器等に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。

カ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。なお、損傷を与えた場合は委託者に遅滞なく報告した上、受託者において速やかに修復を行うこと。

キ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。また、延焼防止や漏電を防止するための安全な措置を講ずること。

ク 点灯の概ね1週間前までに委託者立ち合いの下で試験点灯を行うこと。その際に委託者から指摘があった場合は、即座に修正の上、再度試験点灯を行うこと。

ケ 道路及び広場の利用に支障を与えないよう配慮すること。

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

ア イルミネーションに必要な電源設備を確保すること。

イ 電源設備がない場合は、仮設電源を引き込むなど必要な対策を講ずること。

ウ 仮設電源の引き込みに係る工事費は受託者が負担すること。

エ 仮設電源の契約に係る申請は受託者が行うこと。

オ 本業務で発生する電気料金は委託者の負担とする。

(5) 点灯期間中における要件等

ア 点灯時間は、デジタルタイマーでの管理を基本とすること。

イ 点灯期間中にトラブル（電球切れ、故障等）が発生した場合には、受託者において迅速に復旧等の対応を行い、委託者に報告を行うこと。

また、荒天時等における危機管理・安全確保に努めること。

(6) 企画イベントに関する要件等

ア 令和6年10月26日に行う点灯式を企画し、委託者へ提案すること。なお、当日は刈谷駅周辺で刈谷アニメ collection 2024が開催されているため、当該イベントとコラボしたものであることとする。

イ 刈谷市の魅力発信やイルミネーションの知名度向上に繋がるフォトコンテストを実施すること。

ウ 企画イベントは、ア及びイに掲げるもの以外で、期間中最低1回は実施するものとし、受託者はイベントを企画し、委託者へ提案すること。

エ ア及びウの会場はきたくる広場又はみなくる広場を基本とし、企画イベントの詳細は、提案内容をもとに受託者と委託者が協議の上決定するものとする。

(7) 広報・宣伝業務に関する要件等

ア デザインするポスター及びチラシは以下のとおり。なお、納品するデータのサイズはB2（ポスター大）、B3（ポスター小）、A4（チラシ）の3種類とする。

(ア) かりやストリートイルミネーション2024の概要及び前号アに示す点灯式を周知するためもの（点灯開始前から掲示）

(イ) 前号イに示すフォトコンテストを周知するためもの

(ウ) 前号ウに示すイベントを周知するためもの

イ イルミネーションイベントの開催を市内外に広く周知できるよう、各種SNS等を活用し、効果的な広報宣伝を行うこと。

ウ アンバサダーは刈谷市と所縁がある者とする。選出にあたっては、まず受注者が発注者へ提案し、その後発注者と協議のうえ決定するものとする。

エ 保有機器リストにある看板等を活用し、来場者の回遊を促すこと。

(8) 資金等の調達に関する要件等

ア フォトコンテストの賞品を確保すること。この際、地域活性化のため、地元を中心とした企業からの協賛を検討している場合、プロポーザル審査において加点評価とする。

イ 本事業を今後も継続して実施するにあたり、企業からの協賛金確保を検討している場合、プロポーザル審査において加点評価とする。なお、ここで得られた協賛金は企業PRが可能なイルミネーションの追加装飾に充てるものとし、その際の設置場所は提案場所以外の場所とする。

(9) その他の要件等

- ア 本事業において調達するイルミネーション機器等（レンタル品を除く。）の財産権は、原則委託者に帰属するものとする。
- イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て委託者に帰属するものとする。
- ウ イルミネーションの施工等に当たっては、委託者と十分に協議すること。
- エ 本業務の一部を再委託する場合は、市内事業者を優先的に採用するよう努めること。
- オ 受託者は、本事業の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。
- カ イルミネーション機器等の設置・撤去に係る関係機関等との各種手続きは受託者において行うこと。
- キ 本事業で使用する全ての設備・装置等について、想定される事故や災害及び欠陥等に起因して生じる対人・対物事故に備え、保険に加入すること。

(その他)

第9条 本仕様書は、本業務に必要と想定される基本事項を記載したものであり、事業内容等の詳細については、プロポーザルにより企画提案された内容を踏まえ、受託者と委託者が協議の上決定するものとする。